# 令和2年度沖縄県看護師等修学資金の貸与申請について

沖縄県では、県内の看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)の確保、質の向上を目的として、卒業後、県内の看護職員の確保が困難な施設等で看護業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で修学資金を貸与しています。

申請者が養成施設を卒業後、上記の目的を果たす意思がある学生であるかを確認するため、申請は養成施設の責任のもと、施設を通して行います。

なお、修学資金の貸与は予算の範囲内で行うため、申請すれば必ず貸与されるものではないことをご理解下さい。

# 1 対象者

- (1) 看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)を養成する大学、学校及び養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者
- (2) 卒業後、直ちに沖縄県内の看護職員の確保が困難な施設等(免除対象施設)において一定の連続した期間、看護職員として業務に従事しようとする者
- (3) 県外での就業が条件となっている奨学金等を受給していない者
- (4) 令和2年度において高等教育の修学支援新制度による支援(授業料等減免、給付型奨学金)を受けない者

## 2 修学資金の金額

第一種修学資金	課程	設置者	金額
	保健師、助産師、看護師	国(国立大学法人も含	月額32,000円
	課程	む。) 及び地方公共団体	
		(公立大学法人も含む。)	
		国、地方公共団体以外	月額36,000円
	准看護師課程	国(国立大学法人も含	月額15,000円
		む。)及び地方公共団体	
		(公立大学法人も含む。)	
		国、地方公共団体以外	月額21,000円
	大学院修士課程		月額83,000円
第			
	在学する養成施設等の授業料、施設整備費、実習費に相当する金額(ただし、 年額70万円を上限とする)		
種			
修			
学			
資			
金			

### 3 貸与期間

令和2年4月から令和3年3月まで

- ※第一種修学資金については、貸与決定後、3回(7月、10月、1月)に分けて振り 込む予定です。
- ※第二種修学資金については、貸与決定月の翌月に年額を一括で振り込む予定です。

#### 4 提出書類

申請は第一種、第二種から選択して申請して下さい。併願は出来ませんが、第二種の選考から外れた場合は、自動的に第一種申請として取り扱います。

第二種修学資金は、学生が経済的な理由で退学することのないよう貸与することを 目的としていますので、別途経済的負担を証する書類を提出する必要があります。

- (1) 貸与申請書(第1号様式)
- (2) 住民票謄本
  - ・3ヶ月以内に発行され、申請者と同一保険世帯(保険記号番号が同じ人)の者全員が確認できるもの
  - ・本籍、筆頭者及び続柄の記載のあるもの
- (3) 医療保険証の写し
  - ・申請者と同一保険世帯の者全員分
- (4) 市町村の発行する令和元年度(平成30年分)の所得証明書
  - ・課税額の表示があるもの
  - ・申請者と同一保険世帯及び住民票に記載のある者全員分(ただし、本人以外の未 成年者は除く)
- (5) 履歴書
- (6) 養成施設の推薦書(第2号様式)養成施設が準備
- (7) 債権者登録申請書
- (8) 申請者名義の預金通帳の表紙の写し
- ※(7)、(8)は、前年度までに貸与を受けた方で、内容の変更がない場合省略可
- (9) その他世帯の収入の確認できる資料の写し
- (例)他種の奨学金を受給している場合:受給証

遺族年金・恩給等、非課税で所得証明書に反映されない場合:遺族年金通知書等

- 10 所得の特別控除にかかる場合の確認できる資料の写し
- (例)長期療養者のいる世帯:直近3ヶ月分の治療費領収書の写し等
- (11) 連帯保証人の印鑑登録証明書(2人分)
  - ・連帯保証人は、沖縄県内に住所を有し、独立した生計を営む身元確実な成年者が 2人必要です。(少なくとも1人は債務負担の可能な身内の人としてください。)
  - ・申請者が未成年の場合、連帯保証人の1人は申請者の法定代理人でなければなり ません。
- (12) 同意書

- (13) 第二種修学資金貸与申請理由書(第二種のみ)
  - ・世帯の経済状況を証する資料の写しを添付
- (例)非課税世帯の場合:所得証明書

生活保護を受給している場合:受給証明書

障害者のいる世帯の場合:障害者手帳の写し等

14 前年度の貸与決定通知書の写し(引続き貸与を受けようとする者)

#### 5 提出期間

令和2年4月1日(水)から令和2年4月17日(金)午後5時まで ※浦添看護学校 事務部 奨学金担当者まで

### 6 貸与の取消について

次の場合には、貸与が取り消されます。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) その他、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ※貸与が取り消された場合、修学資金は返還となります。
- ※休学した場合は、休学した翌月分からの貸与を行いません。

#### 7 借用証書の提出について

修学資金の貸与を受けた翌年度の4月15日までに、申請者と連帯保証人の連名による借用証書の提出が必要です。

## 8 卒業後の手続きについて

#### (1) 返還免除対象施設に勤める場合

卒業後1年以内に免許を取得し、免許取得後、直ちに免除対象施設で看護業務に 従事した場合、連続した従事期間の合計が下記の期間に達し、返還免除申請を行う と、修学資金の返還が免除されます。

第一種修学資金:貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(上限5年) 第二種修学資金:貸与を受けた期間の3倍に相当する期間(上限10年)

第一種・第二種併用 : それぞれの従事期間の合算(上限10年)

返還免除になるまでは、毎年3月と9月に「就業状況報告書」を県に提出する必要があります。

#### (2) 返還免除対象施設について

返還免除対象施設として、業務従事が認められるのは、県内の以下の施設です。 また、就業する免除対象施設が地域保健法に定める特定町村に所在する場合は、 業務従事期間を2倍に計算することができます。

- ア 許可病床が200床未満の病院(北部、宮古、八重山保健医療圏域は200床以上の病院も対象)
- イ 救急病院
- ウ 精神病床数が80%以上を占める病院
- エ 国立ハンセン病療養所
- 才 診療所
- カ 65歳以上の者の収容比率が60%以上の病棟を有する病院
- キ 助産所(助産師のみ)
- ク 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された独立行政法人国立 病院機構の設置する医療機関
- ケ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- コ 母子健康包括支援センター(助産師のみ)
- サ 特定町村(保健師のみ)
- シ 介護老人保健施設
- ス 訪問看護事業所
- セ 特定施設入居者生活介護事業所
- ソ 介護予防訪問看護事業所
- タ 老人デイサービスセンター
- チ 老人短期入所施設
- ツ 養護老人ホーム
- テ 特別養護老人ホーム

# (3) 返還免除対象施設以外の施設に勤める場合、卒業後1年以内に免許を取得しなかった場合

貸与を受けた期間に相当する期間内に、修学資金を返還しなければなりません。 返還方法は、月賦、半年賦、一括のいずれかです。

ただし、免除対象施設で、貸与期間以上看護業務に従事した場合には、返還が一部免除される場合があります。

#### (4) 進学する場合

卒業後、更に看護師等を養成する学校等に進学している場合、在学の期間は、返還が猶予されますが、別途届出が必要となります。